

新たな施設内処遇モデルの構築：社会内処遇との連動・社会との連携を目指して

横山, 緑
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16939>

出版情報：学生法政論集. 4, pp.1-14, 2010-03-23. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン：
権利関係：

新たな施設内処遇モデルの構築

—社会内処遇との連動・社会との連携を目指して—

横 山 緑

はじめに

- I 施設拘禁モデルの歴史的変遷
- II ポスト「公正モデル」と社会内処遇
- III 施設内処遇と「社会復帰」

おわりに

はじめに

犯罪者に対する処遇は施設内処遇と社会内処遇に二分される。施設内処遇の担い手は刑務所を始めとする刑事施設であり、社会内処遇の担い手は保護観察所である。処遇の舞台がどこであるかという違いはあるものの、同じ一人の人間に対する処遇である以上、一連のものとして考える必要がある。

近年、この施設内処遇・社会内処遇について様々な改革が行われており、我が国においても「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「被収容者処遇法」）」や「更生保護法」の制定により両者の制度の抜本的な改正が行われたほか、いくつかの新しい制度の導入について本格的に議論が重ねられている最中である。これらの改革についてもやはり両者をさせて捉える必要があるだろう。両者の変遷や性質を同時に考えることによって、犯罪者に対する処遇全体がどのような思想のもとに構築されており、今後どのように変わっていくべきかを見渡すことができると思われるからである。

また、受刑者はいずれ社会に復帰すべき存在であることから、施設内処遇にあたってはそのことを見据えて社会との連携を図る必要があるだろう。刑事施設と地域社会とは決して敵対すべきではないが、一般市民の抱く「犯罪」「受刑者」に対するイメージ等が両者の連携を難しくしているのが現状である。これに対してどのような策を講じるべきであるのか、今一度考えてみる必要がある。

そこで本稿においては、施設内処遇の変遷の動向を確認したうえで近年の社会内処遇の形態について検討することで、施設内処遇と社会内処遇がどのようにして“連動”すべきであるかを論じる。そのうえで、社会との“連携”を念頭に、社会内処遇の前提となる施設内処遇がどのような目的の下に行われるべきであるかを検討したい。

I 施設拘禁モデルの歴史的変遷

1. 医療モデル

施設内処遇から社会内処遇へのシフトの発生には、拘禁モデルの変遷が大きく関係しているものと思われる。そこで本章では、アメリカにおける拘禁モデルの変遷—医療モデルから公正モデルへの変遷とその原因、公正モデルの終焉までを概観する。

医療モデルとは、1950年代から1960年代のアメリカで全盛期を迎えていた、刑事司法システムの構造を医療システムのそれに類比しようと試みる、社会復帰モデルのひとつの形態を指す¹。このモデルの下では犯罪者は「病人」と類比され、社会でなく犯罪者自身を矯正すべきだという考えに基づき、彼を社会に適応させるために科学的な方法（治療と類比される）が用いられる。また、犯罪者の処遇にあたっては、医師と類比される刑事司法機関に処遇方法に関する広範な裁量が認められる²。従来の刑事施設運営において被収容者に対する非人道的な処遇が問題となり、その原因が被収容者間の差異を無視した「画一化」の強制であったとみて、被収容者間の差異を認識した「個別化」された処遇方法を用いようとする風潮のなかで成長したのが、この医療モデルである。

確かに個々の被収容者によって抱えている問題の内容・程度には差があり、それを無視して画一的な処遇をすることは好ましくない。しかしながら、医療モデルにおいては「個別化」が徹底されるあまり、刑事施設制度の中核に不定期刑が据えられたため、量刑の不均衡に批判が向けられた。また、不定期刑制度は被収容者の出所時期を不安定なものとし、刑務所内の生活条件を悪化させる過剰収容の一因ともなった。さらに、薬物療法や行動変容療法といった医療に準じた処遇の強制には、倫理的な問題も含まれていた。このように、医療モデルには「公正」の保障が大きく欠如していたのである。それに加えて、「効率」面においても問題を指摘する声が上がっていた³。現実にも1960年代後半から犯罪増加や刑務所暴動が問題化され、犯罪統制手段としての医療モデルの有効性が改めて問われる事態となっていたのである。

以上のような批判・現状を背景として、1970年代には医療モデルは衰退するに至った。医療モデルにおける反省から施設内拘禁においては「公正」を重視すべきだとされ、それ

¹ 藤本哲也編（1991）『現代アメリカ犯罪学事典』（勁草書房）279頁 [伊藤康一郎執筆担当]。

² 藤本哲也（1990）「アメリカ刑事司法の歴史と現況—行刑モデル論の変遷を中心に—」犯罪と非行85号22頁。

³ 代表的なものに、マーティンソン（Rebert Martinson）らによる社会復帰プログラムの評価の研究がある。社会復帰プログラムのなかには再犯防止という点からみて有効なものは何もないとするものであるが、この研究自体にも数々の批判がなされており、医療モデルの衰退に実質的に寄与したとは言い難いとされる。この研究が当時強力なインパクトをもちえた背景には、黒人公民権運動などの社会的な文脈があったと考えられる。前掲藤本（1991）281頁、中村秀次（1984）「社会復帰理念の衰退（フランス・アレン）」熊本法学42号104頁以下参照。

がのちに公正モデルを成立させる要因になったのである。

2. 公正モデル

医療モデルに代わり1975年以降に台頭したのが公正モデルである。このモデルは、アメリカにおける刑事施設制度の重点を社会復帰から公正の確保へと転換させるもので、刑罰目的としては「社会復帰」を放棄し「応報」・「抑止」を採用すること、不定期刑を廃止して量刑を画一化することを基本としている⁴。

画一化された量刑基準によって拘禁期間は明確なものとなり「公正」の確保された刑事施設の運営が可能となった。しかしながら「社会復帰」の放棄は結果的には拘禁の長期化を招いている。つまり、公正モデルは刑事施設の収容状態をさらに悪化させることとなったのである。このモデルを厳格に運用すればするほど、過剰収容により制度そのものを破綻させかねない。そのため結局のところ公正モデルにも批判が集まるに至っている。

3. 小括

ここまで概観してきた通り、アメリカ刑事司法においては1950年代以降医療モデル、次いで公正モデルが台頭したが、いずれにも重大な欠陥があるため、現在に至っても多数の支持を得ているというわけではない。現在どのような観点から制度が構築されているかを、これら歴史的変遷の状況を踏まえううえで次章にて検討したい。

II ポスト「公正モデル」と社会内処遇

1. 「選別的無害化」の動向

現在、英米を始めとする欧米の多くの国では、一部の犯罪者に対する電子監視を導入している。また、単なる社会内処遇でない社会奉仕命令を制度化している国も存在する。このような制度はなぜ構築され、刑事司法システムにおいてどのように位置づけられるものなのであろうか。

電子監視は1960年代にアメリカで開発されたのち1980年代ごろから各国で普及し始めた、対象者が指定された時間に指定された場所にいるかどうかをモニタリングする制度である。この制度はしばしば、在宅拘禁（外出禁止命令）の実効性を担保するために用いられている。一方の社会奉仕命令は1970年代にイギリスで考案された後各国で普及したもので、一定期間の特定された期間に対象者が保護観察官の監視下で無報酬の労働（ボランティア）

⁴ なおこのモデルは従来のアメリカ刑事司法改革を担ってきたリベラル派と台頭してきた保守派との一種の同盟として成立したもので、両者の基本的な合意点は本文の通りであるが、実際に意図するところは両者間で全く正反対のものである。前掲藤本（1990）28頁参照。

をすることによって行われるものである⁵。

これらの制度が発足した背景には、先に述べた刑事施設の過剰収容問題が存在する。公正モデル以後のアメリカでは「選別的無害化」政策が採られてきた。これは刑事司法システムに入ってきた犯罪者の全体から「危険」な犯罪者群を選別し、彼らを長期拘禁下に置くものである⁶。長期拘禁下に置けば「危険」な犯罪者は社会から隔離されるのだから、その間社会は「安全」に保たれるというわけである。選別された犯罪者のみを拘禁するため過剰収容はいくらか緩和されるけれども、他方で、長期拘禁下に置かれなかった“「危険」でない”犯罪者も社会にそのまま戻すわけにはいかないことになる。そこで収容代替策として導入されるに至ったのが、電子監視等の制度だったのである。

こうした施設内・社会内の両面にわたる選別的無害化政策は、妥当なものなのだろうか。このモデルは医療モデルとは異なり、政策目的は「無害化」であって拘禁された犯罪者がその後出所し社会復帰するというビジョンは持っていない。無害化が可能だとしても、それはあくまでも彼らが拘禁されている間のみなのである。有期刑を言い渡された者であればいずれは社会に戻ってくるのであり、その際の再犯防止を図ることができないのであれば、長期的実質的にみて無害化が果たされているとは言えない。また、「選別」が迅速であればあるほど効果的な（短期的形式的）無害化が可能となるはずであるが、「危険」な犯罪者群の選別に用いられる基準は何か、そしてその基準が科学的な根拠を持つかなどについては曖昧である。したがって、少なくとも選別的無害化政策そのものには従来の拘禁モデルと同様に欠陥が存在するため、これを採用するべきではないと考える。

2. 中間処遇の問題点

選別的無害化政策がもたらしたより深刻な問題は、この政策を実施することによって、先に述べた電子監視や社会奉仕命令といった制度が導入されるに至ったことである。社会内処遇の代表格である従来の保護観察における、保護観察官や保護司と対象者との信頼関係を基にした緩やかな処遇（いわゆる「補導援護」）とは異なり、これらの制度は前述のような導入経緯を辿っているため「刑罰の一環」との認識が強い。そのため、刑務所と社会内処遇の中間に位置する「中間処遇」とも呼ばれる。

これら中間処遇を導入した際の問題点としては、①経費削減の結果としての統制網の拡大⁷、②執行機関の人的リソース不足のおそれと担当者の役割葛藤⁸などがまず考えられる。

⁵ 甘利航司（2007）「電子監視と社会奉仕命令」刑事立法研究会編『更生保護改革のゆくえ』（現代人文社）269頁以下。

⁶ 前掲藤本（1990）29頁以下。1990年代のアメリカ各州において導入された、いわゆる「スリーストライク・ユー・アー・アウト法（三振法）」は、この政策の端的な表現であるといえる。

⁷ 前掲甘利（2007）276頁。

⁸ 鈴木康之（1991）「イギリスにおける社会奉仕命令—その現状と問題点—」家庭裁判月報43巻5号15

しかし、それ以上に深刻な問題が、中間処遇が「社会内」で行われることによってもたらされることを確認しておきたい。すなわち、中間処遇が刑務所への収容代替策であるからと言って、刑を科すステージが単に「施設」から「社会」に転換したのみだと考え、施設内での処遇と同様の観点で制度を運用するというのは誤りである。刑務所の外の「社会」には、執行機関と対象者のみならず多くの地域住民が存在するのであるから、社会内処遇においては本来そのことを意識することが欠かせないのである。

この点で注目されるのが、近年犯罪学の分野でも導入が進みつつある社会的包摂 (social inclusion) ・社会的排除 (social exclusion) の議論である。これらの概念はもともと社会政策の領域で提唱され始めたものである。犯罪者と社会との関係に還元すると、社会的包摂とは、犯罪者を社会の一員とみなすことによる社会の一員としてのアイデンティティの回復の支援である。一方の社会的排除とは、犯罪者を社会の一員とみなさないことにより、社会の一員としてのアイデンティティを喪失させる働きである。“社会の一員としてのアイデンティティ”は、主に地域社会（コミュニティ）への参加によって得られる⁹。例えば犯罪者が社会のなかで働き口を見つけられなかったり近隣住民から排斥されたりすれば、社会的排除は一気に進行することとなる。排除が進行すれば彼らの日々の生活が侵食され、最終的にはその社会のなかで生きることができなくなる。その結果再び刑務所に戻る、つまり再犯につながってしまうのである。社会的包摂・排除の議論は、犯罪者が再犯することなく地域社会で生活するにはどうすべき（すべきでない）かという問いに答えるものである。

この議論を前提に「中間処遇」の性質を考えてみると、中間処遇は従来の社会内処遇と比較して「監視・監督」的性格が強いという特徴を有している。特に電子監視は在宅拘禁等の処分と併せて用いられることで対象者の職探し等社会復帰のきっかけとなる行動を阻害するし、仮に就労できたとしても雇い主や同僚、そして地域住民に当人が犯罪者であったことを知れ渡らせ、排斥させるか、少なくとも通常のコミュニケーションをとることを不可能にするだろう。また社会奉仕命令の制度においてはいわゆるボランティアが刑罰の一環として位置づけられるが、この刑罰がいわば「見せしめ」とも理解されうる。確かに「あの人は以前犯罪者だったが、今はこのようにボランティア活動をしているから実はい

頁、同21頁。電子監視についても同様の問題点が指摘できるものと思われる。

⁹ 津富宏・尾山滋（2009a）「犯罪者の社会的包摂 市民としてのアイデンティティ形成支援」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』（現代人文社）152頁。ただし、これらの概念については定義が確立しているわけではない。なおイギリスのSEU（社会排除対策室）による社会的排除の定義は「人々や地域が、失業、低熟練技能、低所得、劣悪な住宅環境、高い犯罪率、不健康、家族崩壊のような相互に関連する諸問題に苦しんでいる場合に起こりうる状態を簡潔に表わす用語」である。大高研道（2006）「政策的概念としての社会的排除をめぐる今日的課題—社会的排除の連鎖と分断—」日本社会教育学会編『社会的排除と社会教育』（東洋館出版社）47頁以下参照。

い人だ」という包摂的な「再統合的恥付け」が行われれば本人の社会復帰は促進されるだろう。しかし、恥付けを再統合的に機能させるためには、個人同士の繋がり・愛着を強めると同時に地域社会全体としてのネットワークの密度を高めることが重要だとされており¹⁰、都市化・個別化の進む現代社会において、それが容易であるとは考えにくい。結局、裁判所による「犯罪者である」という否定的なラベリングが、刑務所に拘禁されていないにも関わらず、このような監視・監督的な社会内処遇によって大きく増幅されることとなるのである。そうすればその地域において対象者は生活しにくくなるし、仮にラベリングの悪影響を逃れるために他の地域に転居しようとしても出所者の居宅確保には様々な面で困難が伴う¹¹。現にアメリカのカリフォルニア州では一部の犯罪者が刑事施設から釈放される際にその者が拘禁される前に居住していた地域に居住することを求めることができる法改正がなされている¹²。このように刑事施設外の社会から排斥され生活できる場所を失う社会的排除状態に陥れば、再犯に及んでしまうことはそう不自然なことではない。事実、再犯者の多くは無職であり¹³、雇用の不安定や地域社会からの孤立による反社会的ライフスタイル等が再犯の危険因子として確認されている¹⁴。

以上述べてきたように、刑事施設外での中間処遇は統制網の拡大や人的リソースの問題を引き起こすのみならず社会的排除を進行させ対象者の再犯を促しうることから、支持することはできない。我が国においてもこれらの中間処遇の導入が本格的に検討されているところであるが¹⁵、それは実際には再犯リスクを高めるものでないか、日本社会の現状に照らして真摯に検討すべきであろう。

3. 社会内処遇のありかた

収容代替策ゆえに監視・監督的性格の強い中間処遇は、既に述べた通り社会内処遇の枠

¹⁰ 前掲津富ら（2009a）154頁以下。

¹¹ 山本譲二（2009）「刑事司法と社会福祉」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』（現代人文社）32頁以下。

¹² 平山真理（2008）「わが国における性犯罪者対策の課題—アメリカ合衆国のメーガン法施行後一〇年の展開事例を通して見えてくるもの—」吉岡一男他『刑事政策学の体系』（法律文化社）484頁以下。

¹³ 平成18年の調査によれば、新受刑者のうち初犯者の無職者割合は60.1%であるが、再犯者となると70.1%の者が無職であった。法務総合研究所編『平成19年版犯罪白書』（佐伯印刷）239頁。

¹⁴ 石塚伸一（2009）「刑事政策における社会的包摂の意義と課題」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』（現代人文社）126頁。実証研究による再犯危険因子の確認については、性犯罪者に限ったものではあるが、玉川達也（2009）「米国における性犯罪者地域通知制度の現状と問題点（中）」警察学論集62巻2号180頁。

¹⁵ 社会奉仕命令（社会貢献活動）については法制審被収容人員適正化方策に関する部会（http://www.moj.go.jp/SHINGI/shuyou_index.html：2009年10月30日閲覧）において審議中であり、電子監視については更生保護のあり方を考える有識者会議「最終報告書」（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/KOUSEIHOGO/index.html>：2009年10月30日閲覧）30頁において中・長期的課題の一つとして取り上げられている。

組みからは排除すべきである。中間処遇を廃する場合施設内拘禁のスタイルはどうすべきかという問題は後に検討するとして、ここでは、従来型の社会内処遇の今後について検討したい。

前述のように中間処遇は地域での社会的排除を誘発しうる処遇形態である。そうだとすると、従来型の社会内処遇が社会的包摂を可能とするとは限らない。そこで最近では、社会的包摂のための取り組みが、我が国においても本格的に行われている。

社会的包摂のために採られる代表的な手段は就労支援である。安定した職業に就いていることは貧困等犯罪の一因となる状態を脱する契機となるだけでなく、個人が有用な存在として社会に参加するために好ましいからである¹⁶。また、実際に再犯者の多くが無職であることは既に述べた通りである。そこで、保護観察処遇においては平成18年から法務省と厚労省の連携のもとに「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が実施されており、ハローワークとの連携等が進められている¹⁷。また、従来対象者の就労先となる協力雇用主の職種に大きな偏りがあったことから、各県の経済団体等と連携して「就労支援推進協議会」を設立し、多様な職種への就労支援を図っている¹⁸。

しかし、いくら支援体制が整ったとしても対象者本人の問題が解決されない限り実際の就労と社会的包摂は難しいものである。対象者本人の問題としては、就労意欲や実務で通用する実践的能力の低さ、対人能力や対人適応性の低さが挙げられている¹⁹。これらの解決に向けても様々な取り組みがなされているようだが、従来型の社会内処遇である保護観察処遇が緩やかなものであることに鑑みると、その緩やかな処遇の枠組みの中では、職業訓練や対人スキル習得のプログラム等への対象者の確実な参加や十分な講習時間の確保は難しい。仮にここでプログラムへの参加を強制しうる体制を整えようとするれば、その実施形態は中間処遇とさほど変わらないものとなり、それとして問題が大きいと言えよう。したがって、刑事施設に収容されている段階からの実効性ある処遇が必要であると考えられる。

社会内処遇は、監視・監督的あるいは権利侵害的でない緩やかな処遇形態を採りながらも対象者の社会的包摂を可能にするものでなければならない。特に雇用情勢の厳しい昨今にあっては、「犯罪者」とのラベリングをされた対象者らの就労は容易なものではないが、その現状での社会的包摂を果たすには、就労支援に関しても中長期的な視点に立つことが必要であろう。

折しも我が国では「刑の一部の執行猶予制度」の導入に向けた議論が進められている²⁰。

¹⁶ 小長井賀與（2008）「非行少年の社会的包摂と多機関連携」警察学論集61巻5号52頁。

¹⁷ 久保貴（2007）「少年の就労支援について—総合的就労支援対策を中心として—」更生保護58巻10号10頁以下。

¹⁸ 西村籬（2009）「刑務所出所者等に対する就労支援について」犯罪と非行159号43頁。

¹⁹ 同46頁以下。

²⁰ 法制審被収容人員適正化方策に関する部会（前掲注15参照）において審議中。この制度は、一定期間

この制度の運用次第では従来よりも長期にわたって社会内での就労支援等を行うことができるようになり、より効果が上がるものと思われる。それと同時に、刑事施設とのさらなる情報共有と連携も必要であると考え。施設内のほうがその性格上就労支援プログラムへの対象者の確実な参加と時間の確保が容易なのであり、その実施状況等を受け継いで社会内処遇を実施することで、より効率の高い支援を行うことができよう。社会内処遇を単なる収容代替策と考えることは適当ではなく、施設内処遇の延長線上あるいは次段階にあるものと認識して両者の連携を図っていくことが重要である。

4. 小括

近年進められている「選別的無害化」政策は、犯罪者の長期的な再犯防止を可能とするものではなく、収容代替策である中間処遇も社会的排除の要因となるため、支持することはできない。

社会内処遇は地域社会で行うためうまくいけば早期に社会復帰を図れるというメリットを有するが、一旦ラベリング・排除に遭えば再犯リスクが大きく増幅するというデメリットをも抱えている。このように考えると本来社会内処遇は中長期的視点をもとにした緩やかな処遇であるべきで、この場合、社会内処遇がそれ単独で達成しうる事項というのはさほど多くはないのではないかと。したがって「収容代替策」としての位置付けは望ましくなく、あくまでも矯正段階との連携を図りながら実施されるべき処遇であると考え。

では、このような緩やかな社会内処遇と連携を図りうる施設内処遇のありかたとはどのようなものだろうか。「選別的無害化」政策がこの要求を満たすものでないことは自明であることから、今後のあるべき拘禁モデルについてももう少し検討を加えなければならない。

Ⅲ 施設内処遇と「社会復帰」

1. 従来のモデルの反省点

まずはアメリカにおいて発展したものの失敗に終わってきた拘禁モデルについて、第2章の内容をもとに、それぞれどのような要素が欠けていたのかを考察する。

医療モデルにおいては「社会復帰」を強調し治療に類比される処遇とその個別化を徹底したゆえに、処遇の倫理性や国の裁量の大きさが問題となり、「公正」面・「効率」面が軽

懲役刑または禁錮刑を執行した後に、残刑の執行を猶予して保護観察に付すことを可能とする制度である。これは他の類似の制度（仮釈放の期間に関して考試期間主義を採用する制度等）と比較すると、裁判所が判決時に実刑と執行猶予の各期間を定めておくので、少なくとも正面からは責任主義に反さず、十分な社会内処遇を可能にするという利点を有している。しかしながら、法制審において指摘されている通り、その運用次第では実質的に責任主義に反し、しかも当初から掲げられていた過剰収容緩和の目的も達されないおそれがある。

視されているとの批判を受けて衰退した。次の公正モデルにおいては、その名の通り「公正」あるいは「応報」「隔離（という意味での）特別抑止」は十分に達成されたものの、その代償として拘禁の長期化等を招き「社会復帰」の側面を放棄するに至った。最後に近年の「選別的無害化」政策においては過剰収容こそ緩和されうるものの、施設内に収容されている者の社会復帰は念頭に置かれておらず、ここでも「社会復帰」は放棄されたと言えるだろう。

アメリカの刑事司法においては、「応報」(retribution)、「抑止」(deterrence)、「社会復帰」(rehabilitation)、「無害化」(incapacitation) という4つの目的が競合的に存在していると指摘されている²¹。確かにこれらは本来的に競合的な概念であり、全ての目的を完全に達成しうる拘禁モデルの構築は現実的ではない。しかしながらこのうち1つの目的を中心に据えたとして他の3つを必ずしも排斥する結果にはならないものと思われる。

1つあるいは2つの目的を重視するあまり他の目的を放棄してしまったことが、従来の拘禁モデルにおいて反省すべき点だったと思われる。

2. 拘禁の目的

従来のモデルにおける反省をもとに、ここでは施設拘禁の第一の目的を「社会復帰」に据えるモデルを提案したい。「社会復帰」を中心に据える理由は2つある。

まず、第2章でも述べた社会内処遇との関係から、刑事施設内においても釈放後の社会的包摂を目指した処遇を実施すべきだからである。先に「社会内処遇は矯正との連携を図りながら実施されるべきもの」との指摘を行ったが、そのためには両者の目的の共有が不可欠であろう。社会内処遇が緩やかな処遇形態を採る以上その目的が応報等ではないことは明らかであるから、施設内と社会内とで「社会復帰」という統一された目的を持った処遇をし、最終的な再犯防止のために積極的に連携すべきである²²。

次に、施設拘禁がもたらす内在的な負の効果を最小限にとどめるべきとの観点からも「社会復帰」を拘禁目的に据える必要があると考える。ここでは「道筋と転機」を鍵概念とし犯罪経歴の連続性と変化との説明を目指す²³「ライフコース論」に注目したい。 Sampson (Robert J. Sampson) とラウブ (John H. Laub) による実証研究によれば、成人期の社会統制（犯罪行動の減少要因）においては監視や監督などの直接的統制ではなく、就職による雇用の安定や雇用者との結びつきといった内在的統制を生み出す相互依存システムが重要となる。その一方で明らかに否定的なターニングポイントとなるのは、成人期前期ま

²¹ 前掲藤本（1990）29頁。

²² 施設内・社会内を通じた一貫した社会復帰援助の必要性について、土井政和（2007）「社会復帰のための処遇」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革—刑務所システム再構築への指針』（日本評論社）71頁以下参照。

²³ 原田豊（1999）「ライフコース論と犯罪対策」刑法雑誌38巻3号102頁。

での移行期間に起こる長期間の拘禁と、その後の雇用の不安定とされる²⁴。否定的なターニングポイントに直面すれば犯罪・逸脱の可能性が高まるのである。つまりライフコース論によれば長期間の施設拘禁はすべきではないものであるが、実際には社会防衛の見地から、あるいは収容代替的な社会内処遇を否定する立場からも、多くの犯罪者の施設拘禁は不可避とならざるを得ない。そこで出所後の内在的社会統制の足掛かりとなるような就労支援等の社会復帰支援を行い、再犯リスクを十分に低下させるべきだと考える。

3. 「社会復帰」とは何か ー医療モデルとの区別

拘禁モデルの中心に「社会復帰」を据えると言っても、それでは単に医療モデル時代への逆行でしかないとの批判はあり得るだろう。そこで、ここで主張するモデルと医療モデルとを実質的に区別するために、そもそも「社会復帰」とは何を指すものであるかを考えてみたい。

アレン (Francis A. Allen) によれば、社会復帰理念とは、「犯罪行動に対して社会を防衛すると同時に犯罪人の福祉と満足に資するために、有罪決定された者の性格、態度及び行動変化に影響を及ぼすことを目的とする観念」のことである (傍点引用者)²⁵。この考え方は、受刑者の性格等を (治療によって) 変えることで社会への適応を図ろうとする従来の医療モデルにおける社会復帰理念に近いものではないだろうか。もちろん単なる講習や就労支援プログラムによっても受刑者の態度や行動は変わりうるし、そのことはアレン自身も指摘している²⁶。しかしながら何をその処遇の第一目的に据えているのかという観点から検討した場合、やはり精神療法等の医療的処遇の方が、受刑者本人の性格等のみへの影響を期待して行われるものであると結論づけられよう。

施設内における処遇とはいえ、かつての医療モデルにおける処遇のように倫理的に問題性の高いものを強制するべきではないと考える。倫理的な問題を内包する治療を処遇の名の下に行うことは受刑者の人格や権利を侵害するし²⁷、仮にそのような処遇によってある類型の犯罪をするおそれが無くなったとしても、社会内で安定した生活を続けられなければ他の犯罪に及ぶ可能性は残るからである。そこで、就労支援プログラムの受講を求めるなど、権利侵害的でなく、国家による「支援」に近い処遇を社会復帰のための処遇の中心に据えるべきである²⁸。

²⁴ 上野貴広 (2007) 「犯罪学におけるライフコース・パースペクティブの台頭と展開ーサンブソン＝ラウプの所説を中心にー」北九州市立大学大学院紀要20号169頁以下。

²⁵ 前掲中村 (1984) 99頁以下。

²⁶ 同100頁。

²⁷ 榎本正也訳 (1982) 「犯罪者処遇の悲観論批判ー社会復帰は死んだかー」犯罪と非行53号38頁以下参照。

²⁸ また、社会的包摂の可能性・処遇の効率性の面から見ても、受刑者を単なる治療の対象 (客体) としてではなく、周囲から支援を受けつつ自ら問題を解決する「主体」として位置付けることが望ましい

社会復帰とは、ある特定の類型の犯罪を防止するのみならず、その受刑者が社会において自律した生活を送ることで、あらゆる犯罪類型に対して否定的になり遵法的な行動をするようになることであると考えられる。そのための施設内における手段として、個々の受刑者の抱える問題に対処しうる支援的な処遇、あるいは拘禁による弊害を最小限にとどめる取り組みを行っていくべきである。

ところで、他の諸国において医療モデルへの批判が強まった時代以降も、我が国では、現在に至るまで一貫して受刑者の改善更生の理念を中心とした社会復帰モデルを維持していると言われる²⁹。しかも平成17年に制定された被収容者処遇法においては「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」(30条)として社会復帰理念が法律上明記されるに至ったのであり³⁰、いまさら社会復帰理念の検討をするのは無意味であるようにも感じられる。しかしながら従来の日本型行刑においては、担当制を基盤として保安と処遇が一体化しており、厳格な規律秩序を維持するため広範に自由を制約されていた。また、受刑者の社会復帰に向けた科学的・専門的処遇はあまり行われておらず、実際に受刑者が出所した後に真の社会復帰を成しうるようなシステムは構築されていなかった³¹。ゆえに、このような行刑のありかたを見直し新法の趣旨を現実のものとするためにも、社会復帰理念とその具体化についての検討には少なからず意義があるものと考えている。

4. 具体的施策

では、具体的にはどのような手段によって社会復帰処遇を行っていけばよいのだろうか。ここでは先に述べた①支援的な処遇と②拘禁の弊害を最小限にとどめる取り組みについて、それぞれ論じていきたい。

(1) 支援的な処遇

新法においては刑務作業、改善指導、教科指導からなる矯正処遇を受刑者に義務づけることが可能となった（被収容者処遇法74条2項9号、84条1項、105条）。実際に平成17年から受刑者に対する性犯罪者処遇プログラムが実施されているほか³²、受刑者には、罪種

ことが実証研究からも明らかであるといえる。津富宏（2009b）「犯罪者処遇のパラダイムシフト—長所基盤モデルに向けて—」犯罪社会学研究34号51頁以下。

²⁹ 鴨下守孝・松本良枝編（2009）『改訂 矯正用語事典』（東京法令出版）168頁。

³⁰ 瀬川晃（2006）「受刑者処遇法と『この国のかたち』」刑政117巻5号42頁以下。

³¹ 本庄武（2009）「日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第6号31頁以下。

³² 太田達也（2009）「我が国における性犯罪者の再犯防止対策—現状と課題—」警察学論集62巻3号121頁。

別に更生プログラムの受講が義務づけられている。これらのプログラムには少なからず治療的な側面があるため、受講を義務づける以上、その処遇が権利侵害的なものにならないよう留意する必要がある。

受刑者に対する就労支援プログラムの実施も既に進められつつある³³。いくら社会内処遇の段階で他機関との連携による就労支援が行われるとしても、本人の就労の意欲が低ければ成果はなかなか出ないだろう。施設内でのプログラムにおいても、当初は受講意欲の低かった受刑者が、担当者の積極的な動機付けによって回を重ねるごとに就労に前向きになったというケースがみられている。受刑者と担当者とが十分な時間を割いてプログラムに向き合うことができるのも、施設内処遇のメリットであると思われる。

ただし実際に受刑者が就労するのは収容中ではなく社会に出た後となる。したがって、ハローワークや商工会議所の関係者、協力雇用主など実際に就労するにあたって接することとなる地域社会の多様なアクターの協力の下でこのプログラムを実施できれば、受刑者本人の意欲も向上するであろうし、社会に出た後のことを考えるとより実効性の高いものとなると思われる。

(2) 拘禁の弊害を最小限にとどめる取り組み

拘禁中に様々な処遇を行うことによって受刑者の出所後の社会復帰を支援することはそれとして重要であるが、他方で、拘禁されていることによる弊害を抑える努力も必要である。普通に社会で暮らしていれば当然に有していたはずの諸権利が拘禁によって剥奪されてしまえば、それらを回復するのは容易ではなく、やはり社会的排除状態に陥る可能性があるからである。

例えば受刑者は選挙権や住民票を失い、各種保険の適用を拒否されている。刑務所出所後に身元引受人のもとに帰住するか更生保護施設での宿泊措置を受けることができれば一時的に住所を確保し住民票をとることができるから、保険の適用を受けることも可能である。しかし身元引受人等がいなかった場合、出所後の住民登録ができないため、就労を始めとする安定した生活はほぼ不可能に等しい。現在の運用では受刑者本人に前住所がないか単身である場合に申出によって当該刑務所を住所と認めているが³⁴、申出のできる範囲を全受刑者にまで拡大すべきであると考えられる。逮捕される前は住居や家族があったとしても逮捕から収容までの過程においてそれらを失うことは多い。確かに刑務所を住所とすることは出所後の住居探しや就労にあたって不利になることもあるだろうが、それでも安定した生活の基礎となる健康保険の適用が無くなったり年金が支払われなくなったりするよ

³³ 里忠晴（2009）「長野刑務所における就労支援」犯罪と非行159号49頁以下。

³⁴ 菊田幸一（2007）「社会内処遇の受容と拒否」菊田幸一・西村春夫・宮澤節夫編『社会のなかの刑事司法と犯罪者』（日本評論社）541頁以下。

りは弊害は小さいだろう。同様に、職業禁止やその他の社会的資格の剥奪制度についても受刑者の社会復帰を妨げることから、対象となる罪名を限定するなど全面的な見直しが必要であると考え³⁵。

5. その他の課題—拘禁によるラベリングと刑事施設のアカウンタビリティ

最後に、施設拘禁によってほぼ必至となる受刑者へのラベリングへの対処策について述べたい。いくら刑事施設内で社会復帰行刑を実現させたとしても、地域住民にとっては、彼らはやはり「刑務所から出てきた犯罪者」である。これでは中間処遇の際とほぼ同等のラベリング効果が生じてしまうだろう³⁶。そこで受刑者を収容する施設には、住民に対する説明責任があると考え。

そもそも平成15年にまとめられた行刑改革会議提言においても、受刑者の人間性の尊重や改善更生、社会復帰のために「国民に開かれた行刑」の実現が重要であることが強調されている³⁷。もちろんこの提言をもとに新しく設置された刑事施設視察委員会のように一部の有識者に情報を提供し意見を求める仕組みも重要ではあるが、受刑者の出所後のことを念頭に置いた場合、より重要となるのは、国民一般に対する説明となろう。

実際に提言の発表以後、刑事施設の参観を積極的に許可する運用が定着している³⁸。一般市民が施設に出向きその空気を肌で感じることに、職員に直接疑問や意見をぶつけることは有意義なことではあるが、これだけで国民への説明責任を果たしたとは言いがたい。第一に、一般市民としては、仮に刑務所を参観するとすれば報道等でも盛んに話題になっているPFI刑務所等の新しいタイプの刑務所に目が行くことが多いのではないだろうか。確かにPFI刑務所では魅力的な設備や職業訓練システム等を備えているが、そこで服役する受刑者は犯罪傾向の低い者であり、現時点では収容率も他の刑務所に比べて低い。このような施設を参観することで、他の多くの刑務所も同様の状態にあると勘違いしてしまうことがあれば問題である。第二に、刑務所の多くは郊外や交通の便の悪いところに設置されていることから、さほど興味がなければそもそも参観自体をしないのではないだろうか。

したがって刑事施設においては、参観時に限らずに、国民一般への情報提供を積極的に行うことが重要であると考え。具体的には、特別改善指導・就労支援の方法等や受講者

³⁵ 森本益之（1994）「犯罪者の社会復帰と資格制限」阪大法学172・173号43頁以下、吉岡一男（1990）『刑事政策の基本問題』（成文堂）211頁以下。

³⁶ 刑事施設に収容されること自体が公的なラベリングでもあるが、出所後最も問題となるのは、刑事施設に対するイメージ等からもたらされる社会的ラベリング効果であると思われる。犯罪者（受刑者）に対するラベリング効果について詳細は吉岡一男（1991）『ラベリング論の諸相と犯罪学の課題』（成文堂）297頁以下。

³⁷ 行刑改革会議提言（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOKEI/KAIGI/index.html>：2009年11月2日閲覧）参照。

³⁸ 澤田健一（2008）「矯正施設の『説明責任』」罪と罰45巻4号2頁。

数・成果等をホームページ上で公開するなどの工夫が必要であると思われる。矯正施設の処遇がどのように有効性を発揮しており出所者の再犯リスクにどのように影響しているかを率直に説明することが、社会との連携を可能とし、地域社会における出所者の「包摂」につながると思われるのである³⁹。このような地道な取り組みが奏功すれば、さらに踏み込んで、地域住民の矯正への「参加」をより一般的なものにすることも可能となろう⁴⁰。

おわりに

以上、本稿では社会的包摂・排除の理論やライフコース論を手掛かりにしながら、犯罪者処遇のありかたについて論じてきた。

個々の犯罪者の問題性は異なるため、刑事施設は、全収容者に対して画一的な処遇を行うべきではない。処遇は施設内・社会内で連携して一貫した目的の下に行われるべきであり、各ステージそれぞれが固有の「目的」を設定することは避けるべきである。冒頭でも述べた通り、処遇の受け手は一貫して一人の人間だからである。

受刑者の社会復帰のためには、受刑者本人の社会復帰意欲の向上のみならず、地域社会の理解が非常に重要である。雇用の安定のためにも、また居場所の喪失による再犯の防止のためにも、地域社会におけるラベリングの悪影響を最小限のものとする執行機関側の努力が欠かせないだろう。本稿ではそのための具体的な方法については深く論じることができなかった。出所後の生活を十分に見据えた処遇をするための条件と適切な方法については今後の検討課題としたい。

地域住民に理解される行刑、開かれた行刑をスローガンにするのは容易なことではあるが、受刑者以外にも目を向けなければならないため、その実質的な実現は相当に難しいことではないかと思われる。施設内・社会内処遇の連動、そして社会内処遇を終えて元受刑者が社会の中で自律的に生活するまでを見据えた処遇を、地域社会と意識を共有したうえで形成していかなければならないと考える。

³⁹ 被収容者処遇法においては「受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者」への協力依頼について規定されている（90条）が、社会との連携や受刑者の真の社会復帰のためには、広く国民一般の理解と協力を得られるようなシステムの構築が必要であろう。赤池一将（2007）「研究者の立場からみた受刑者処遇法の到達点と課題」刑法雑誌46巻3号103頁以下。また、社会復帰を処遇目的とする以上、90条の位置付けそのものについても見直しが必要であると思われる。前掲土井（2007）87頁以下。

⁴⁰ 森本益之（1988）「刑事政策における公衆参加」島大法学31巻3号11頁以下、同（1985）『行刑の現代的展開』（成文堂）225頁以下参照。